

## 建設経済常任委員会会議録

- 1 日 時 平成30年6月15日(金)  
午後0時56分～午後1時56分
- 2 場 所 議員協議会室
- 3 出席委員 委員長 佐々木哲男 副委員長 大泉 徳子  
委員 齋 浩美 委員 佐藤 正博  
委員 長南 良彦 委員 山口 實  
委員 山田龍太郎
- 4 欠席委員 な し
- 5 説明のため 生活経済部長 菊池博幸  
出席をした 建設部長 森 孝雄  
者の職氏名 震災復興部長 三浦 仁  
建設部次長兼土木課長 山田 隆  
クリーン対策課長 米本博喜  
都市計画課長 馬場浩一  
下水道課長 石森政行  
復興まちづくり課長 郷内秀稔  
都市計画課技術補佐兼 渡邊文彦  
建築係長  
下水道課長補佐兼 大沼孝宏  
建設係長  
クリーン対策課主幹兼 朽木康裕  
環境衛生係長  
土木課主幹兼  
庶務・管理係長兼 熊谷恵美  
地籍調査係長

6 事務局職員 次 長 加藤 勤  
主 事 後藤 法子

7 付議事件

- (1) 議案第72号 名取市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- (2) 議案第73号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例
- (3) 議案第78号 土地の取得について
- (4) 議案第84号 市道路線の認定について
- (5) 陳情第3号 市が施工する緑化事業に係る地元造園建設業者への発注についての陳情
- (6) 陳情第4号 市道西内館手倉田線の拡幅舗装の早期実現を求める陳情
- (7) 陳情第6号 手倉田字諏訪271番地及び273番地内の側溝整備についての陳情
- (8) 陳情第7号 雨水排水路の改修・整備についての陳情
- (9) 陳情第8号 市道八ツ口線・八ツ口前線の拡幅改良工事に関する陳情
- (10) 陳情第9号 市道前沖中線拡幅及び雨水排水路改修についての陳情

午後0時56分 開会

○委員長（佐々木哲男） 出席委員は定足数に達しておりますので、委員会条例第14条の規定により委員会は成立いたしました。

ただいまから建設経済常任委員会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付の委員会次第書のとおりであります。

この際、諸般の報告をいたします。

委員会条例第19条の規定により、生活経済部長、建設部長及び震災復興部長等の出席を求めていますので報告いたします。

次に、本日の会議に係る一切の資料をお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これをもって諸般の報告を終わります。

それでは、付託議案の審査に入ります。

初めに、議案第72号 名取市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料でお伺いしたいのですが、今回、排水区域面積、排水人口、1日最大排水量の改正に当たって県と協議をされたということですが、県に変更を認めていただくに当たって、何か市が対応しなければならないことがあったのかどうか。あるいは、今後しなければならないという条件などはあるのかどうか、お伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、下水道課長。

○下水道課長（石森政行） 今回の区域の変更等に伴う対応や条件等はありません。あくまでも流域下水道の全体計画を示すに当たり、市の公共下水道の区域や区域の面積及び人口を見直したということです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料その1に「県に協議し」という文言があったものですから、協議をする中で何か条件的なものがあるのかお聞きしたかったのですが、特にないということでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、下水道課長。

○下水道課長（石森政行） 委員お見込みのとおり、協議と記載してはおりますが、あくまでも流域下水道の全体計画を示すに当たり、構成する5市6町の情報を吸い上げて、県が見直しを行うという流れです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 資料その2の区域についてです。大きくは、閑上小中一貫校が建ったあたりと、西側の宮城県農業高等学校が開校したあたりが今回面積に含まれているのだらうと思うのですが、この追加の数字が地図の中に細かく載ってしまっていて、この追加分には、河川、例えば、宮城県農業高等学校の敷地に限っていうと下堀という川が流れています。河川なども全部含まれて今回追加になった面積になっているのかどうか、お伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、下水道課長。

○下水道課長（石森政行） あくまでも宮城県農業高等学校の敷地面積について、区域編入をするものです。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 確認です。今申し上げたように下堀という川が敷地の中を流れています。このような河川なども全て面積に含まれているのかどうかということをお伺いしたいのです。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、下水道課長。

○下水道課長（石森政行） 排水区域面積として、河川などが一部含まれている箇所はあります。実際に整備する区域として河川などは含まないのですが、事業計画の面積には含んでいます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第72号 名取市下水道事業等の設置等に関する条例の一部を改

正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第73号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありますか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 確認させていただきたいのですが、第13条第1項の「収入申告等が困難と認める入居者」とはどのような方を指すのか、定義について伺いたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 今回条例改正をする部分といたしましては、介護保険法で規定する認知症の患者の方、知的障害者福祉法で規定する知的障がい者の方、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で規定する精神障がいの方が対象となっております。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） ということは、この「除くことを規定する」とは、今答弁いただいた人以外が対象になると。これはなかなか難しく、「困難と認める入居者を除くこと」となっているので、否定しているような感じなのですが、今答弁された方を除く、いわゆる一般の方という規定と読み取っていいのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 委員お見込みのとおりです。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 第35条第2項について、「心身の状況等について関係機関等に意見を求めることができる」とあるのですが、この場合の「関係機関等」は具体的にどのようなものを指しているのか伺います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 病気についてどう判断するのかというところ

で、普通、医師の診断書や療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等を確認するのですけれども、診断書がない場合は、医療機関や介護施設関係の事務に従事している方にお聞きして、意見を求めるということが定められております。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） その場合、この対象になる方がみずから行くのか、それとも市の職員というのか、管理されている方が連れていくのか、どちらが、と考えているのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建築係長。

○都市計画課建築係長（渡邊文彦） 申告につきましては、基本的に除かれた方以外については、申告の義務があります。申告することが困難な方とは、認知症等の方を指すということで、困難であることを認めるために医療機関などに市の職員が赴いて確認するという内容です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第73号 名取市営住宅管理条例の一部を改正する条例を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第78号 土地の取得についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今回の土地の取得で、市民墓地分の土地の取得率はどのくらいになったのかお伺いいたします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、クリーン対策課長。

○クリーン対策課長（米本博喜） 今回の土地取得を含めまして、全ての土地の取得が完了します。100パーセントです。

○委員長（佐々木哲男） 佐藤正博委員。

○委員（佐藤正博） 今、市民墓地分でお聞きしたのですが、全部とは、被災者等市民墓地公園用地も含んで100パーセントという意味でしょうか。もし被災者等市民墓地公園用地のほうはまだ残っていれば、どの程度残っているかお伺いしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、クリーン対策課長。

○クリーン対策課長（米本博喜） 被災者等市民墓地公園分につきましては、既に100パーセント取得しておりましたので、今回、一般の市民墓地分も含めて、全体としても100パーセント取得完了することになります。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） 補足説明の中で、81、82、83-1を取得するということで、これが最後だと説明がありましたけれども、取得がおくれた原因と申しますか、最後ということで、一律ではなかったと、おくれたと認識をしました。おくれた理由は何なのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、クリーン対策課長。

○クリーン対策課長（米本博喜） おくれたと申しますか、今回議案となっている土地の分につきましては、面積5,000平方メートル以上、かつ、取得価格2,000万円以上ということで、契約締結に議会の承認が必要になります。議会の承認をいただいて契約完了ということですので、そのためおくれたという意味合いで補足説明したものです。

○委員長（佐々木哲男） 山口 實委員。

○委員（山口 實） そうしますと、この図面の赤線で囲った市民墓地、2万平方メートルについて、同時に取得手続に入ったが、今回議会に提出するのが、これまでの皆さんと違ったと私は理解をしました。この3筆については、そういう意味で前に取得した土地よりおくれたと認識をしたのですけれども、そうではないということですか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、環境衛生係長。

○クリーン対策課環境衛生係長（朽木康裕） 先ほど課長が答弁しましたように、市民墓地について、全ての契約は終わっております。

契約の時期につきましては、権利者との折衝の時期がずれたことに伴い、平成30年3月までに完了している方はいますが、本議案でお諮りしている土地は共有地なものですから、お諮りしている方ともう一人の方につきましては、年度を越して4月の契約になったということで御理解をいただきたいと存じます。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第78号 土地の取得についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第78号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第84号 市道路線の認定についてを議題といたします。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 増282と増283について、始点が県道仙台名取線からになっていると思うのですが、こういう大通りに面している場合に、現地を見ていないから何とも言えないのですけれども、とまれの標識や一時停止の標識などを設置するように指導などはできるものなののでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 区画整理を行った場所なのですが、公安委員会との協議の中ではそういった指摘はありませんでした。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。長南良彦委員。



○委員（長南良彦） 今回、宅地開発で6路線が市に帰属されるということだと思います。今の道路の状況はどのようになっているのか、お伺いします。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、都市計画課長。

○都市計画課長（馬場浩一） 舗装等はされております。

○委員長（佐々木哲男） 長南良彦委員。

○委員（長南良彦） 多分、舗装は舗装でしょうけれども、幅員が6メートルから13.5メートルということで、多分両側に側溝なども設置されているのではないのかと思うのですけれども、そういったものも含めてこの幅員ということが表示されているのか、もう少し内容を詳しく教えていただきたいと思いません。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 今回市道認定する分については、調書に記載のとおり、6メートルから11.5メートルや6メートルから13メートルということで、基本的に本線部の直線については6メートルの幅員となっており、その中で両側にU字溝が入っています。ですから、舗装とU字溝を含めて6メートルの道路です。幅員が13メートルなどと広がっている部分については、交差点部の隅切りにより広がっているという状況です。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。山口 實委員。

○委員（山口 實） ここは上余田の新しく宅地造成を行ったところだと思うのですが、組合組織ということですから、防犯灯等の設置などは十二分に行われていると思えますけれども、生活の安全・安心の確保のための環境整備といえますか、そういう指導はどのようになされたのか、お伺いをしたいと思いません。

○委員長（佐々木哲男） 暫時休憩いたします。

午後1時17分 休憩

---

午後1時23分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 区画整理組合と協議をしております、街路灯を17

基設置しております。

○委員長（佐々木哲男） 山口 實委員。

○委員（山口 實） ミニ開発、これは区画整理組合を立ち上げて行っているものですからミニ開発ではないと思うのですけれども、ミニ開発の場合にいつも問題になるのが街路灯とごみ置き場、集積所です。後づけはなかなか大変で、街路灯を17基設置したということですが、この街路灯の設置要綱とございますか、どのように区画整理組合に指導を、電柱何本置きにしないとか、何メートル置きにしないとか、あるいはごみ集積所を15戸に1個ぐらいずつというお話を聞いたことがありましたので、ごみ集積所の配置の問題、これもどのような基準で指導しているのか、お伺いをしたいと思います。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 基本的に街路灯の基準については、電柱1本置きと考えておりますけれども、区画整理組合と市の職員とで現地を確認して、必要な場所に街路灯を設置したということです。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、クリーン対策課長。

○クリーン対策課長（米本博喜） 設置、利用に関しては、おおむね20世帯に1カ所設置するとなっておりますが、設置に当たっての細かい基準については、今は資料がないので、正確にはお答えできないところです。

○委員長（佐々木哲男） 山口 實委員。

○委員（山口 實） ごみが道路にはみ出ないように集積所を設置するという基準があります。区画整理組合を立ち上げたときに、ごみ集積所の設置についてはどのように指導されたのですかと聞いています。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、建設部長。

○建設部長（森 孝雄） 通常、ごみ置き場につきましては、宅地内の角、あるいは公園の角ということで指導しておりまして、今回の上余田につきましては、宅地内に3カ所設置しています。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 細かいことで申しわけないのですけれども、増284、市坪7号線の終点は、増112に接続しているということによろしいのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 既設の市道には接続しておりません。

○委員長（佐々木哲男） 齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） ということは、終点から増112まではつながっていないということで、この増284の終点は行きどまりになっているという認識でよろしいのでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 今回、市道認定するのは、区画整理事業区域内の道路を整備した分について認定するものです。増284の終点から北に向かう道路については、公衆用道路がありますので通り抜けはできるようになっているため、行きどまりではありません。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） では、その通り抜けの基準をお尋ねしたいのですが。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） 今回、区画整理区域内の整備した道路を市道認定するということです。

○委員長（佐々木哲男） 大泉徳子委員。

○委員（大泉徳子） そうしますと、この増112まで、人が歩いて通り抜けることができるということでしょうか。

○委員長（佐々木哲男） 答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） その間の部分については、現道は公共物の道路と水路になっておりますので、道路部分については2メートルから3メートルぐらいの舗装はされております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。齋 浩美委員。

○委員（齋 浩美） 今回、市道認定となった場合、なとりマップなどに反映されるのにどれくらいの時間がかかるのか、伺います。

○委員長（佐々木哲男） 暫時休憩します。

午後1時31分 休憩

---

午後1時32分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開します。

答弁、土木課長。

○土木課長（山田 隆） なとりマップに市道網図を載せてはいるのですが、議会等での認定や廃止になったものについて、速やかに反映しておりませんでした。今後、認定なり廃止があれば、速やかに対応していきたいと考えております。

○委員長（佐々木哲男） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） ほかになしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。

これより議案第84号 市道路線の認定についてを採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の委員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○委員長（佐々木哲男） 起立全員であります。よって、議案第84号は原案のとおり可決すべきものと決しました。

この際、お諮りいたします。議案第72号、議案第73号、議案第78号及び議案第84号の4カ件に対する委員会審査報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、委員会審査報告書の作成については、委員長に一任することに決しました。

以上で付託議案の審査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

午後1時34分 休憩

---

午後1時35分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

次に、付議事件の（５）陳情第３号 市が施工する緑化事業に係る地元造園建設業者への発注についての陳情から（10）陳情第９号 市道前沖中線拡幅及び雨水排水路改修についての陳情までを一括議題といたします。

委員会調査報告の取りまとめにつきましては、本日の委員会で委員長案をお示しすることとしておりました。お手元に委員会調査報告書案を配付しておきましたので、初めに報告書案について書記をして説明いたさせます。その後、委員各位より御意見を伺いたいと思います。

では、説明をお願いします。

○書記（後藤法子） [資料により説明をなした]

○委員長（佐々木哲男） ただいま書記より説明をいたさせましたが、委員各位より御意見を伺いたいと思います。休憩して進めてまいります。

暫時休憩いたします。

午後１時５３分 休憩

---

\*休憩中の要旨

・委員長案のとおりとすることとした。

---

午後１時５５分 再開

○委員長（佐々木哲男） 再開いたします。

お諮りいたします。委員会調査報告については、原案のとおりとしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

なお、委員会調査報告書について、簡易な語句、数字その他整理を要する事項については、委員長に御一任願いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（佐々木哲男） 御異議なしと認めます。よって、そのように決定い

たしました。

以上で、本日の付議事件は全て終了いたしました。

本日の委員会はこれにて散会いたします。大変御苦労さまでした。

午後1時56分 散会

平成30年6月15日

建設経済常任委員会

委員長 佐々木 哲 男